

災害時連携計画 別添 4

燃料調達方針

燃料調達方針

災害時連携計画に基づき、電源車等の燃料調達方針を下記のとおり定める。

1. 調達すべき燃料および資機材

一般送配電事業者は非常災害時に連携して下記の燃料および資機材の調達をできるよう平時より努める。

(1) 燃料必要量

- ・油種：軽油
- ・数量：100,000L^(注1)

(2) ドラム缶必要量

- ・ドラム缶(容量 200L) : 500 本^(注2)

(3) 燃料輸送車両

- ・20 台^(注3)

* ローリーもしくはドラム缶輸送等、同等の輸送力を持つ車両を前提とする。

2. 燃料調達の手段

一般送配電事業者は、非常災害時に必要となる燃料および資機材を調達するため、平時より、以下の手法により燃料調達方針の実現に努める。

(1) 石油業界をはじめとした他事業者との非常災害協定等の締結

燃料輸送車両およびドラム缶等を保有する事業者と非常災害時に協力を得られる協定等の締結に努める。

(2) 石油製品販売事業者との燃料調達に係る協定等の締結

必要に応じて、非常災害時に一般送配電事業者が石油製品販売事業者より優先的な燃料供給(備蓄を含む)を受けられる燃料調達に係る協定等の締結に努める。

(3) 石油製品販売事業者との連携強化

平時より各供給区域の石油製品販売事業者と連携を強化し、非常災害時における燃料調達に協力が得られる関係性を構築する。また、必要に応じて、石油製品販売事業者と平時の給油契約を検討する。

(4) 電源車の燃料調達等に係る人員の応援体制整備

一般送配電事業者相互の連絡体制構築に努める。

(5) 経済産業省からの石油製品販売事業者斡旋

非常災害発生時においては、必要に応じて、資源エネルギー庁(資源・燃料部 石油流通課)より提供される石油製品販売事業者リストに基づき、各供給区域の石油製品販売事業者に給油の要請を行う。

(注1) 非常災害発災後 72 時間分の調達量を想定。必要量(L/日)は令和元年台風第 15 号の最大消費量実績より。

(注2) 燃料必要量を全量ドラム缶に充填することを前提。

(注3) 令和元年台風第 15 号の実績より。

3. 協定締結状況

別紙「電源車燃料等の平常時契約先・非常災害時協定締結状況」を別途整理し、記載内容を変更した場合は、速やかに電力広域的運営推進機関に提出するとともに、一般送配電事業者間で共有する。

4. 非常災害時の応動

非常災害時においては、本調達方針に基づき、被災事業者が以下の応動を行う。

- (1) 「2. 燃料調達の手段」に基づき、発災後24時間以内^(注4)に初動対応として必要な燃料輸送車両7台^(注5)と、それに準じた燃料およびドラム缶等の資機材を調達するよう努める。
- (2) 電源車の設置場所からの給油要請に応じて、燃料を(1)で調達した輸送手段を用いて配送する。
- (3) 燃料使用のピーク時を想定し、(1)及び(2)の初動対応と並行して、「1. 調達すべき燃料および資機材」で定めた燃料および資機材の調達に努める。なお、被災事業者単独で「1. 調達すべき燃料および資機材」の調達が難しい場合は以下の追加的な燃料調達を実施する。
 - ① 地域幹事事業者を通じて他の一般送配電事業者への応援要請
 - ② 資源エネルギー庁斡旋の各供給区域の石油製品販売事業者への給油依頼

5. その他

地理的条件等を考慮し、沖縄電力株式会社については本調達方針に準じた体制構築に可能な限り努める。

以上

(注4) 令和元年台風第15号の実績より。

(注5) 令和元年台風第15号の実績より。

(更新履歴)